タックス・ヘイブン対策税制における課税対象金額に関する委任命令の適用が否定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 3 月 10 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（行コ）第 96 号
【事　件　名】 法人税更正処分等取消請求控訴事件
【裁 判 結 果】 原判決取消（上告受理申立）
【参 照 法 令】 租税特別措置法 66 条の 6 第 1 項・2 項・3 項（平成 28 年法律第 15 号による改正前）、同法施行令 39 条の 16 第 1 項・2 項 1 号（平成 29 年政令第 114 号による改正前）
【掲　載　誌】 金判 1649 号 34 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25593388

関西学院大学教授 **一高龍司**

事実の概要

X（原告・控訴人）は株式会社みずほ銀行であり、その本件事業年度は平成 27 年 4 月 1 日乃至平成 28 年 3 月 31 日である。X は、英領ケイマンで設立された有限責任免除会社である MHCB と MHBK（本件各子 SPC）の全普通株式を、両社の本件事業年度（平成 26 年 12 月 30 日乃至同 27 年 12 月 3 日。本件各子 SPC 事業年度）にわたり保有していた。本件各子 SPC は、タックス・ヘイブン（以下 TH）対策税制（租税特別措置法（平成 28 年法律第 15 号による改正前。以下同じ）66 条の 6）上、X の「特定外国子会社等」（CFC）に該当し、ケイマン内で事業を行い得ず、その租税負担割合は 0％である。同じくケイマンの有限責任免除会社である持株 SPC（その 100％株主は（株）みずほ FG）は、平成 20 年 12 月 29 日、その優先出資証券を投資家に販売して資金を調達し、MHCB と MHBK が各々発行した優先出資証券 3200 口（3200 億円）と同 350 口（350 億円）を同日に取得した（議決権なし）。本件各子 SPC は調達した資金を原資に、X に劣後ローンの貸付けを行った（本件スキーム。図 1 参照）。優先出資証券に係る各配当支払日及び X の利払日は毎年同じ日（6 月末日と 12 月末日。前日が利息発生期間の最終日）であった。なお本件スキームは、邦銀の自己資本増強手段として金融庁に認められており、優先出資証券は自己資本比率規制（銀行法 14 条の 2、平成 18 年金融庁告示 19 号）上、分子の基本的項目に当たる。普通株主たる日本の大手行が、同様のスキームで TH 税制の適用を受けた事例は見当たらない。

本件各子 SPC は、平成 27 年 6 月 30 日、X から劣後ローン全額の返済を受け、これを原資に優先出資証券の上記発行価額と配当金（76 億 4800 万円と 8 億 3650 万円）の合計額を持株 SPC に送金し、同証券を償還した。両社の清算決議日（平成 27 年 12 月 3 日）が、本件各子 SPC 事業年度末日である（図 2 参照）。同日現在で、MHCB と MHBK

図 1　本件スキーム

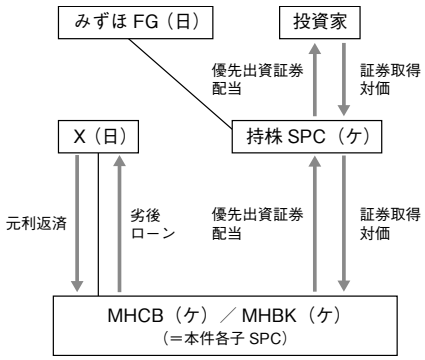

出所：筆者作成（以下の図表も同じ）

図2　本件事業年度に係る劣後ローンと優先出資証券の状況

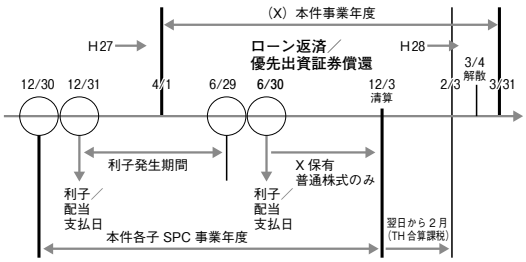

の当期純利益（＝適用対象金額）は、それぞれ 76 億 4673 万 8142 円と 8 億 3605 万 1965 円、資本金の額（＝X保有普通株式発行価額）は 32 億 0500 万円と 6 億 0500 万円、利益剰余金は 4227 万 9884 円と 5366 万 5149 円であった。

Xの本件事業年度の申告上、Xの請求権勘案保有株式等割合（租特令 39 条の 16 第 1 項・2 項 1 号）は 0%、課税対象金額も 0 円であったが、税務署長は、同割合は 100%で、適用対象金額と同額の課税対象金額を同年度の益金の額に算入する更正処分等を行った。争点は、本件各子 SPC が「請求権の内容が異なる株式等を発行している場合」に当たるかなどであり（**表 1** 参照）、Xはこの点、事業年度中に発行があったか否かを基準に判断すべき旨主張し、年度末の現況のみを考慮する被告国の解釈（以下「年度末現況基準」という）は、平成 17 年改正の趣旨に反し、あるいは当該政令は違法だとした。他にもXは、本件スキームは自己資本規制（バーゼル 2）対応のもので、TH 税制（租税回避防止立法）の適用はない、Xの出資のみとなったのは清算に伴う偶然である、仮に本件各子 SPC に平成 27 年 6 月 29 日を終了日とする決算期を追加すれば課税処分を受けないはずであり不合理だなどと主張した。原判決（東京地判令 3・3・16 金判 1649 号 46 頁）は、委任命令の文理解釈を重視して被告の主張を受け入れた。X控訴。

判決の要旨

原判決取消。

「TH 税制は、TH に設立した外国子会社の所得から剰余金の配当等を受け得る支配力を有している内国法人が剰余金の配当等を受けずに外国子会社に留保所得を蓄積しているところに租税回避があるとみて、留保所得のうち内国法人の持分に応じて計算される金額を内国法人の所得に合算して課税することとしたものである。…［別法人の所得を合算する制度は］極めて異例なものであるが、内国法人が外国子会社の留保所得から剰余金の配当等を受け得る支配力を有する点…がこのような課税の合理性を基礎付け、正当化する」。「平成 17 年税制改正は、…持株割合と異なる割合で剰余金等の配当を行う場合には租税回避を十分に阻止できないなどの問題があったことから、…その権利に基づき受けることができる剰余金の配当等の額の割合（以下「利益持分割合」…）によって上記の支配力を適正に把握できるようにした」。「措置法施行令 39 条の 16 第 1 項［の定め］に加え、［同令］39 条の 20 第 1 項は［外国関係会社及び措置法 66 条の 6 第 1 項各号の内国法人の各判定に関し］各事業年度終了の時の現況によるものと…定めていること…を併せ考慮すると、…『外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合』に該当するか否かの判定は、CFC の事業年度終了の時の状況によると解するのが同規定の文理解釈として自然である」。

だが「［本件スキームでは］、Xが本件各子 SPC の当期純利益から剰余金の配当等を受け得ること、［つまり同］純利益に対して支配力を有すると評価されるような処理は…想定されておらず、…事業年度全体［又は］期末時点［で］、Xが上記当期純利益…に対して支配力を有していたとは認められない」から、「TH 対策税制の合算課税の合理性を基礎付け、正当化する事情は見いだせ［ず］、…［本件各子 SPC 事業年度の］処理に租税回避の目的があることも、客観的に租税回避の事態が生じていると評価すべき事情も認められない。」よって、課税処分は、「措置法 66 条の 6 の趣旨ないし TH 対策税制の基本的な制度趣旨や理念に反［し］、正当化できない」。Xの「（課税対象金額）は存在しないと解するのが、TH 対策税制の基本的な制度及び理念、…措置法 66 条の 6 の趣旨に照らして相当であり、これに反する限度で措置法施行令 39 条の 16 第 1 項、2 項を本件に適用す

表 1　課税対象金額の計算（租特令 39 条の 16 第 1 項・2 項 1 号）

課税対象金額＝ CFC の適用対象金額×内国法人株主の「請求権勘案保有株式等」割合
「**請求権勘案保有株式等**」**割合**＝ CFC の「請求権勘案保有株式等」／ CFC の発行済株式総数
・分子／分母とも CFC の「事業年度終了の時」の状況による
・「請求権勘案保有株式等」＝内国法人株主が直接・間接に保有する CFC の株式数
＊ただし、「**請求権の内容が異なる株式を発行している場合**」の「請求権勘案保有株式等」（直接保有分）
＝ CFC の発行済株式総数×（内国法人株主が請求権に基づき受けうる CFC の剰余金の配当等の額／ CFC の剰余金の配当等の総額）

ることはできない」。ただしこの判断は、「措置法66条の6第1項の適用要件及び同3項の適用除外要件に租税回避の目的や実態の有無という新たな要件を付加するものではない。」

判例の解説

本判決は、請求権勘案保有株式等割合の基準時を巡る問いに関し、委任命令の文理を重視してXの主張を排斥しながら、TH税制の趣旨に鑑み同命令の本件の事案への適用を否定した。特定の用語の意味を伸縮させず、あるいはTH税制の適用自体を排除したのでもなく、委任命令の定めの適用対象を限定したと読める。

TH税制は、軽（無）課税国・地域の子会社に所得を留保することによる租税負担回避に対し、課税の公平を図るための明文の対処規定である（最判平19・9・28民集61巻6号2486頁参照）。当初の立法当局者は、日本の親会社等の株主は海外子会社に配当を支払わせうる支配力があるがこれを行使せず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認しうる（ただし配当所得とみるのは適当でない）と説明する[1]。平成17年改正前は、持株割合の計算上、単に配当等に請求権のない株式を除外していたが、同改正により、「請求権の内容が異なる株式を発行している場合」には、「実際に受領できる配当等の金額に相当する金額を基に計算する」こととされた[2]。明示的な立法資料は発見できないが、配当等に係る支配力に着目する立法時の説明と整合的な見直しを行うことで、1株当たりで受けうる配当等を相対的に高くしてTH税制による租税負担を回避する行為に対処しつつ、請求権が相対的に限定された株主に対する「過剰包摂」[3]を防止したものと解される。外国子会社配当益金不算入制度（法税23条の2）の導入後は、租税回避防止立法としての性格がより明確になったが[4]、裁判所は、租税回避目的が無いからTH税制の適用を受けない旨の納税者の主張を斥けてきた[5]。

本件の主要な争点である「外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合」を判定する基準時や、その場合の計算の仕方は自明ではない。「請求権勘案保有株式等」割合に加え、外国関係会社と内国法人の判定が年度末現況基準によることとの整合性は、判旨を支持する方向の文脈ではある。平成17年改正前も配当等に請求権のない株式との区別を要し、年度末現況基準を維持していた（同改正前租特令39条の16第2項）。年度途中の変更も考慮する場合の実施上の不都合もある。本判決のいう政令の文理解釈は、用語の通常の意味に依拠した（最判平22・3・2民集64巻2号420頁参照）というより、文脈と改正趣旨を参照したものだが、なお納税者の予測可能性にも資するといえる。ただ、平成17年改正後は、「『外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合』には利益持分割合で、そうでない場合には持株割合で支配力を判断するのが合理的」で、「上記文理解釈の結果は、…改正の制度趣旨にも合致する」との判示は、判旨が採用する自然な文理解釈に従った場合の合理的な計算の仕方を示すに留まる。

本件各子SPCは、優先出資証券の償還に際し持株SPCに適用対象金額を若干上回る配当金を支払っているが、これは同金額の基になる基準所得金額を減額させない（租特66条の6第2項2号、租特令39条の15）。事実認定からは、当該邦銀グループの組織構成や課税状況は十分に読み取れないが、本判決により税の空白が生じないか（利益剰余金の顚末を含む）、また逆に同税制の適用が国際的二重課税を惹起するかも考慮すべきである。

Xは、本件スキームが租税回避目的でないことをTH税制の適用を否定すべき主張の根拠に含めている。銀行規制上の自己資本比率は連結決算で計算される（銀行法施行規則14条の12）ため、ケイマン等の100％子会社を用いて優先出資証券を発行し、調達した資金を劣後ローンとして親銀行（本件ではX）に貸し付ける仕組みが一般に用いられていた[6]。親銀行が単純に国内で直接増資等をせず、こうした仕組みを選択することで、親銀行株式の希釈化を避け、優先株発行なら必要となる定款変更が不要となるほか、税務上の利点が得られるからである[7]。税務上の利点とは、親銀行の支払利子は損金算入が可能で、SPCを置くケイマン等はTHであり、SPCが投資家に支払う配当金に対する日本の源泉税も及ばないといったものである[8]（支払利子に係る日本の源泉税は残るはずだが）。本件スキームもこうした考慮を反映していよう。だがそれは、TH税制が照準を合わせるCFCに利益を留保する（配当を手控える）租税回避とは異なる（よって通例TH税制による課税は

無い)。SPC は利子(借入)を海外で配当(自己資本)に転換する導管であって、利益を留保する主体ではない。結局、本件の実質的な論点は、TH 税制を、その本来的な規制対象とはいえない状況(そして清算時に決算期の追加を怠ったX[9])に、年度末現況基準の不合理な側面を奇貨として適用することが正当化されるかである。同基準の下では、単に期中の配当後に株主になれば同種の不合理が生じる[10]。本判決は、スキーム自体の想定に照らし、期末時点のみならず当該事業年度を通じてみて、配当等に対する支配力を株主が有しないと評価されることを、政令を非適用とする条件として示し、判旨の過剰な応用を防止している。

ただ、本判決の結論に反対しない論者も、その立論への賛同には慎重である[11]。特定事案に対する政令適用の排除は、最判令3・3・11 民集 75 巻 3 号 418 頁[12]と類似するが、本判決は、年度末現況基準の画一的解釈は維持しながら、逆転で政令の適用を否定する点で、法律の趣旨に反する政令を一定の限度で違法とした令和 3 年最判と違いがある。むしろ、明文の用語に還元せず、課税上の衡平の観点から制度の適用をその目的に鑑み排除する点で、最判平 26・12・12 裁時 1618 号 1 頁(延滞税の発生は「法において想定されていない」)との類似性が高い[13]。本判決の立論に対しては、画一性を優先した計算の不合理な側面を扱う点で令和 3 年最判に近いのに、法の趣旨に適った計算のあり方を示さず[14]、単に課税対象金額をゼロとして結局は制度の適用自体を否定している(平成 26 年最判に近い)という違和感も残る。むしろ、スキームの全体から、また事業年度全体を通して、およそ配当等に対する支配力を有しない事案に関する限りで、(1) 単純な年度末現状基準は「請求権…の内容を勘案して」という法律の要件に反する[15]、または、(2)TH 税制の適用は法律の想定外とみる、という立論がより説得的である。このうち (1) の理由付けは、期中配当後の株式取得一般にまで及びがちで、配当等に対する支配と対応付ける解釈の定立も難しい点を考慮し、(2) がより適当と考える。いずれにせよ、本判決は、結果的に TH 税制の適用外となる事案を上記のとおり限定しており、政令に細部を委任する立法の意図を尊重しつつ、配当等による CFC からの流出を遍く基準所得金額から除外する修正(TH 税制の抜け穴となりうる)は要求していない。

●――注

1)高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』(清文社、1979 年)93 頁。

2)財務省ウェブサイト「平成 17 年度税制改正の解説」302 頁。

3)木村浩之「判批」T&A Master926 号(2022 年)20 頁、22～23 頁、谷口勢津夫「租税法律主義の課題と展望」税研 38 巻 4 号(2022 年)39 頁、40 頁参照。

4)青山慶二「判批」TKC 税研情報 31 巻 4 号(2022 年)26 頁、31 頁。この平成 21 年度改正の影響につき、鈴木悠哉「判批」ジュリ 1574 号(2022 年)135 頁、138 頁参照。

5)河野良介「タックス・ヘイブン対策税制――法律家の活動の成果と今後の課題」自正 73 巻 10 号(2022 年)20 頁、25 頁(一例として、東京高判平 23・8・30 訟月 59 巻 1 号 1 頁を挙げる)。

6)吉井一洋＝古頭尚志『よくわかる新 BIS 規制――バーゼル II の理念と実務』(金融財政事情研究会、2007 年)31～32 頁。

7)同上。

8)同上 32 頁注 1。なお単に日本国内で親銀行が優先株を発行した場合、その取得者としては機関投資家が多く、受取配当金益金不算入の利点は負債利子部分の除外もあり限定的で、海外 SPC を使う方が利点が大きいという。

9)中村繁隆「判批」WLJ 判例コラム 242 号(2021 年)1 頁、4～5 頁。

10)木村・前掲注 3)22 頁。長島弘「判批」月刊税務事例 54 巻 12 号(2022 年)35 頁、46 頁は、期中配当があった場合は当該政令(按分計算を欠く年度末現況基準)を適用すべきでないとする。

11)木村・前掲注 3)24 頁、河野・前掲注 5)25 頁、堀江知洋「判批」国際税務 42 巻 6 号(2022 年)32 頁、39 頁参照。

12)梶原康平「判批」ジュリ 1568 号(2022 年)10 頁、11 頁参照(原判決の文脈)。令和 3 年最判では、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする資本の払戻しで、減少資本剰余金の額を超える「払戻等対応資本金額等」が計算される結果、利益剰余金を原資とする部分も資本部分の払戻しとして扱われる限りにおいて、いわゆるプロラタ計算の定め(法税令 23 条 1 項 3 号[当時])は、法人税法の趣旨に適合せず違法と判示された。

13)谷口・前掲注 3)44 頁注 30。

14)秋元秀仁「判批(下)」国際税務 43 巻 2 号(2023 年)82 頁、89 頁参照。

15)長島・前掲注 10)46 頁。